

# 貸借取引対象銘柄の選定に関する規則

大阪証券金融株式会社

貸借取引貸出規程第6条に定める貸借取引を行うことができる株券等の銘柄は、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）に上場されている株券等のうち、取引所が制度信用取引を行うことができることとしている銘柄（以下「制度信用銘柄」という。）について、金銭および株券等の貸付を行う銘柄（以下「貸借銘柄」という。）と金銭の貸付のみを行う銘柄（以下「貸借融資銘柄」という。）に区分し、その選定および選定の取消しは、本規則により行う。

## 第1章 貸借銘柄

（株券にかかる選定基準）

第1条 取引所が選定した制度信用銘柄である株券（内国法人の発行する株券をいう。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除き、これを貸借銘柄に選定する。

- (1) 取引所に上場後6か月間を経過している銘柄であるとき。
- (2) 浮動株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役または執行役（理事および監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。）、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社および上場株式数の10%以上の株式を所有する株主（明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。）を除く株主が所有する株式の数をいう。以下同じ。）が2,200単位（1単位は、単元株式数（会社法第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。）を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。以下同じ。）以上の銘柄であるとき。
- (3) 株主数（1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。）が800人以上の銘柄であるとき。
- (4) 各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間の取引所または国内の他の金融商品取引所のいずれかにおける売買高が次のイおよびロに適合する銘柄であるとき。  
イ 月平均売買高（当該銘柄の売買高合計の月割高をいう。以下同じ。）が100単位以上であるとき。  
ロ 値付日数（当該銘柄の売買が成立した日数をいう。以下同じ。）が立会日数の80%以上であるとき。
- (5) その発行者の直前事業年度における当期純利益金額（直前連結会計年度にかかる連結損益計算書に連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第65条第4項により記載される「当期純利益金額」（当該直前事業年度において当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社（会社以外の法人を含む。以下同じ。）でない場合は、当該直前事業年度にかかる損益計算書に財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第95条の5第2項により記載される「当期純利益金額」）をいう。ただし、当該直前連結会計年度において当該発行者がIFRS任意適用会社（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準により財務諸表等または四半期財務諸表等を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。以下同じ。）である場合または連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該直前連結会計年度にかかる連結損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額（当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度にかかる損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額）をいう。以下同じ。）が正である銘柄であるとき。
- (6) その発行者の直前連結会計年度の末日における利益剰余金（直前連結会計年度にかかる連結貸借対照表に連結財務諸表規則第43条第1項により記載される「利益剰余金」（当該直前事業年度において当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度にかかる貸借対照表に財務諸表等規則第60条により記載される「利益剰余金」）をいう。ただし、当該直前連結会計年度において当該発行者がIFRS任意適用会社である場合または連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該直前連結会計

年度にかかる連結貸借対照表に基づいて算定される利益剰余金に相当する額（当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度にかかる貸借対照表に基づいて算定される利益剰余金に相当する額）をいう。以下同じ。）が負でない銘柄であるとき。

- (7) 第2条の規定による選定の日以後の日取引所において上場廃止となることが確実と認められる銘柄以外の銘柄であるとき。
  - (8) 取引所において特設注意市場銘柄、監理銘柄または整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。
  - (9) 取引所において再生手続等の場合における上場廃止の猶予期間内にある銘柄、不適当な合併等にかかる上場廃止の猶予期間内にある銘柄および上場時価総額にかかる上場廃止の猶予期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。
  - (10) 売買または信用取引について取引所の規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。
  - (11) 貸付株券の調達可能株数からみて貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。
  - (12) その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、取引所に上場と同時に市場第一部銘柄に指定された銘柄（以下「直接市場第一部上場銘柄」という。）に対する上場後最初の選定審査においては、前項第7号から第12号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に定める株券に対する最初の選定審査においては、当該各号に定める基準に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定する。
- (1) 貸借銘柄の発行者である上場会社が合併により解散する場合において上場される当該合併にかかる新設会社、存続会社もしくは当該存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）の株券、または貸借銘柄の発行者である上場会社が株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる（これに準ずると認められる場合を含む。）場合において上場される当該他の会社もしくは当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換、株式移転その他の方法に際して交付する場合に限る。）の株券
    - イ 第1項第2号、第9号、第11号および第12号の各号に適合する銘柄であるとき。
    - ロ 株主数が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに第3条第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。
  - (2) 貸借銘柄の発行者である上場会社が当該銘柄にかかる株券の全部を取得した場合において、上場される当該銘柄の株券と引換えに交付された株券
    - 第1項第2号および第7号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。
  - (3) 貸借銘柄の発行者でない上場会社が、貸借銘柄の発行者である上場会社を吸収合併する場合または貸借銘柄の発行者である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該貸借銘柄の発行者でない上場会社の株券
    - イ 第1項第2号および第7号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。
    - ロ 株主数が、合併または株式交換の後最初に終了する事業年度の末日までに第3条第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。
- 4 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されていたもしくは上場されている株券（以下「他市場上場銘柄」という。）に対する上場後最初の選定審査（第2項の規定の適用を受ける場合を除く。）においては、次の各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定する。
- (1) 国内の他の金融商品取引所における上場の日から取引所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。
  - (2) 第1項第2号、第3号および第7号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。
  - (3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間の国内の金融商品取引所における売買高が次のイおよびロに適合する銘柄であるとき。
    - イ 月平均売買高が100単位以上であるとき。
    - ロ 値付日数が立会日数の80%以上であるとき。

5 第1項の規定にかかわらず、株券（直接市場第一部上場銘柄および他市場上場銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定する。

- (1) 株主数が1,600人以上の銘柄であるとき。
- (2) 第1項第5号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。

（ETFにかかる選定基準）

第1条の2 取引所が選定した制度信用銘柄であるETF（次の各号に掲げるものをいう。以下同じ。）が貸付ETFの調達可能口数または売買状況等からみて、貸借銘柄として適当でないと認められるETF以外のETFである場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除き、これを貸借銘柄に選定する。

- (1) 内国ETF（金融商品取引法（以下「法」という。）第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券であって、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を指標（金融商品市場における相場その他の取引所が指定する指標をいう。以下同じ。）の変動率に一致させるよう運用する投資信託にかかるものをいう。）
- (2) 外国ETF（法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券であって、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるよう運用する外国投資信託にかかるもの、または法第2条第1項第11号に規定する外国投資証券であって、資産の一口当たりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるよう運用する外国投資法人の発行するものをいう。以下同じ。）
- (3) 外国ETF信託受益証券（金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、受託有価証券（施行令第2条の3第3号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）が外国ETFであるものをいう。）
- (4) 内国商品現物型ETF（法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券であって、特定の商品（商品先物取引法第2条第1項に規定する商品をいう。以下同じ。）の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とするもの（当該受益証券にかかる受益権の口数に応じて受益者が均等の権利を有するものに限る。）をいう。）
- (5) 外国商品現物型ETF（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものであって、特定の商品の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とするもの（当該受益証券にかかる受益権の口数に応じて受益者が均等の権利を有するものに限る。）をいう。以下同じ。）
- (6) 外国商品現物型ETF信託受益証券（施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、受託有価証券が外国商品現物型ETFであるものをいう。）

（投資証券にかかる選定基準）

第1条の3 取引所が選定した制度信用銘柄である投資証券（次条に規定する不動産投資信託証券を除く。以下第3条の3において同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除き、これを貸借銘柄に選定する。

- (1) 第1条第1項第1号、第7号、第8号および第10号から第12号まで（第11号中「貸付株券の調達可能株数」とあるのは「貸付投資証券の調達可能口数」と読み替える。以下この条において同じ。）の各号に適合する銘柄であるとき。
- (2) 上場投資口口数が1万単位（1単位は、取引所が定める売買単位の数をいう。以下この条、次条、第3条の3および第3条の4において同じ。）以上の銘柄であるとき。
- (3) 投資主の数（1単位以上の投資口を所有する投資主の数をいう。以下同じ。）が800人以上の銘柄であるとき。
- (4) 各銘柄の発行者の営業期間の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間の取引所における売買高等が第1条第1項第4号イおよびロに適合する銘柄であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める投資証券に対する最初の選定審査においては、当該各号に定める基準に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定する。

- (1) 貸借銘柄の発行者である上場投資法人が合併により解散する場合において上場される当該合併にかかる新設投資法人もしくは存続投資法人の投資証券

第1条第1項第11号、第12号および前項第2号の各号に適合する銘柄であるとき。

(2) 貸借銘柄の発行者でない上場投資法人が、貸借銘柄の発行者である上場投資法人を吸収合併する場合における当該貸借銘柄の発行者でない上場投資法人の発行する投資証券

第1条第1項第7号、第8号および第10号から第12号までならびに前項第2号の各号に適合する銘柄であるとき。

(不動産投資信託証券にかかる選定基準)

第1条の4 取引所が選定した制度信用銘柄である不動産投資信託証券（法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券または同項第11号に規定する投資証券であって、投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とするものをいう。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除き、これを貸借銘柄に選定する。

(1) 第1条第1項第1号、第7号、第8号および第10号から第12号まで（第11号中「貸付株券の調達可能株数」とあるのは「貸付受益証券または貸付投資証券の調達可能口数」と読み替える。）の各号に適合する銘柄であるとき。

(2) 上場受益権口数または上場投資口数が1万単位以上の銘柄であるとき。

(3) 受益者または投資主の数（1単位以上の受益権または投資口を所有する受益者または投資主の数をいう。）が800人以上の銘柄であるとき。

(4) 各銘柄の発行者の計算期間または営業期間の末日を含む月の翌々の末日からさかのぼって原則として6か月間の取引所における売買高等が第1条第1項第4号イおよびロに適合する銘柄であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める不動産投資信託証券に対する最初の選定審査においては、当該各号に定める基準に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定する。

(1) 貸借銘柄の発行者である上場投資法人が合併により解散する場合において上場される当該合併にかかる新設投資法人もしくは存続投資法人の投資証券

第1条第1項第11号（同号中「貸付株券の調達可能株数」とあるのは「貸付投資証券の調達可能口数」と読み替える。以下次号において同じ。）、第12号および前項第2号の各号に適合する銘柄であるとき。

(2) 貸借銘柄の発行者でない上場投資法人が、貸借銘柄の発行者である上場投資法人を吸収合併する場合における当該貸借銘柄の発行者でない上場投資法人の投資証券

第1条第1項第7号、第8号および第10号から第12号までならびに前項第2号の各号に適合する銘柄であるとき。

(E T N信託受益証券にかかる選定基準)

第1条の5 取引所が選定した制度信用銘柄であるE T N信託受益証券（施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、受託有価証券がE T N（外国で発行された法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、同項第5号に規定する社債券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標に連動することを目的とするものをいう。）であるものをいう。以下同じ。）が貸付E T N信託受益証券の調達可能口数または売買状況等からみて、貸借銘柄として適当でないと認められるE T N信託受益証券以外のE T N信託受益証券である場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除き、これを貸借銘柄に選定する。

(選定の時期)

第2条 第1条、第1条の3および第1条の4の規定による貸借銘柄の選定は、毎月1回、各銘柄の発行者の事業年度の末日（投資証券および不動産投資信託証券にあつては、計算期間または営業期間の末日をいう。以下同じ。）を含む月の翌月から起算して6か月目の月の初日（初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

(1) 第1条第2項および第5項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日から起算して11日目（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日

(2) 第1条第3項第1号もしくは第2号、第1条の3第2項第1号または第1条の4第2項第1号の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄が上場された日

(3) 第1条第3項第3号、第1条の3第2項第2号または第1条の4第2項第2号の規定による貸借銘柄の選定

合併により発行される株券もしくは投資証券または株式交換により発行される株券が上場された日

(4) 第1条第4項の規定による貸借銘柄の選定（他市場制度信用銘柄（他市場上場銘柄のうち、国内の他の金融商品取引所において制度信用取引を行うことができる銘柄をいう。以下同じ。）の選定を除く。）

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された（国内の他の金融商品取引所と同時に上場された銘柄については、主たる金融商品取引所で最初の約定値段が決定された場合を含む。）日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）

(5) 第1条第4項の規定による貸借銘柄の選定（他市場制度信用銘柄の選定に限る。）

当該銘柄が上場された日

3 第1条の2および第1条の5の規定による貸借銘柄の選定は、当社がその都度取引所と協議して定める日に行う。

4 第1項に規定する貸借銘柄の選定ならびに第2項第1号、第4号および第5号に規定する貸借銘柄の選定は、これらの規定に定める日のほか、その翌日からその6か月目の月の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）までの間にそれぞれ行うことができる。（株券の選定取消基準）

第3条 貸借銘柄である株券が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消す。

(1) 浮動株式数が1,100単位に満たない銘柄であるとき。

(2) 株主数が400人に満たない銘柄であるとき。

(3) 各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼった6か月間の取引所における月平均売買高（国内の他の金融商品取引所（株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に限る。以下本号および第4条第1項第2号において同じ。））に上場されている株券については、取引所および国内の他の金融商品取引所における月平均売買高が20単位に満たない銘柄であるとき。

(4) 各銘柄の発行者の事業年度の末日の1単位当たりの投資金額（当該事業年度の末日の取引所の売買立会における当該銘柄の最終値段（気配表示が行われているときは、当該最終気配値段を含む。以下同じ。））をもとに算出した1単位当たりの価額と、当該事業年度の末日からさかのぼった1年間における取引所の売買立会における当該銘柄の日々の最終値段をもとに算出した1単位当たりの価額の平均額のいずれか低い額をいう。）が2,000円に満たない銘柄であるとき。

(5) 各銘柄の発行者の事業年度の末日において、当社が貸借取引の申込停止措置を2年以上継続して実施している銘柄であるとき。

(6) 取引所において上場廃止が決定された銘柄であるとき。

(7) その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。

（ETFの選定取消基準）

第3条の2 貸借銘柄であるETFが前条第5号から第7号までのいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消す。

（投資証券の選定取消基準）

第3条の3 貸借銘柄である投資証券が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消す。

(1) 上場投資口数が1万単位に満たない銘柄であるとき。

(2) 第3条第5号から第7号までのいずれかに該当する銘柄であるとき。

（不動産投資信託証券の選定取消基準）

第3条の4 貸借銘柄である不動産投資信託証券が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消す。

- (1) 上場受益権口数または上場投資口数が1万単位に満たない銘柄であるとき。
- (2) 第3条第5号から第7号までのいずれかに該当する銘柄であるとき。

(E T N信託受益証券の選定取消基準)

第3条の5 貸借銘柄であるE T N信託受益証券が第3条第5号から第7号までのいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消す。

(選定取消基準の特例)

第4条 第3条から前条までの規定にかかわらず、貸借銘柄である株券、E T F、投資証券、不動産投資信託証券またはE T N信託受益証券が次の各号に掲げる規定のいずれかに該当するときは、当該各号に定める場合(以下各号に定める期間を「猶予期間」という。)を除き、貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

- (1) 第3条第1号および第2号

原則として該当した事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日(事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間を通じて、これらの規定に該当したと認められるとき。

- (2) 第3条第3号

原則として該当した事業年度の末日を含む月の翌月から起算して4か月目の月の初日から1年間において、当該銘柄の取引所における月間売買高(国内の他の金融商品取引所に上場されている株券については、取引所および国内の他の金融商品取引所における月間売買高)が20単位以上となる月が合計して4月以上とならなかったとき。

- (3) 第3条第4号

原則として該当した事業年度の末日を含む月の翌月から起算して4か月目の月の初日から1年間において、当該銘柄の取引所の売買立会における最終値段をもとに算出した1単位当たりの価額が20日間連続して2,000円以上とならなかったとき。

- (4) 第3条第5号(前4条の規定によるものを含む。)

原則として該当した事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日(事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間を通じて、当社が貸借取引の申込停止措置を実施している銘柄であるとき。

- 2 第3条第5号の規定に該当する貸借銘柄である株券、E T F、投資証券、不動産投資信託証券またはE T N信託受益証券が前項第4号に定める場合に該当する場合において、同号に規定する猶予期間経過後4か月目の月の末日以前に当社が貸借取引の申込停止措置を解除したときは、前項の規定の適用に当たっては、猶予期間の最終日に申込停止措置が解除されたものとして取り扱うものとする。

(選定取消しの時期)

第5条 前条第1項に規定する猶予期間を通じて第3条第1号から第5号までのいずれかに該当したと認められる場合の貸借銘柄の選定の取消し(第3条の2から第3条の5までの規定によるものを含む。)は、当該猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に行う。ただし、当該5か月目の月の初日に選定取消しを行うことが適当でないと認めた銘柄については、その都度取引所と協議のうえ定める日とする。

- 2 第3条第6号に該当した場合の貸借銘柄選定の取消し(第3条の2から第3条の5までの規定によるものを含む。)は、当該銘柄の上場廃止が決定された日の翌日に行う。

- 3 第3条第7号、第3条の3第1号または第3条の4第1号に該当した場合の貸借銘柄選定の取消し(第3条の2から第3条の5までの規定によるものを含む。)は、当社がその都度取引所と協議して定める日に行う。

(選定または選定取消しの資料)

第6条 第1条から第1条の5までの規定による貸借銘柄の選定および第3条から第3条の5までの規定による貸借銘柄の選定の取消しは、選定時または選定取消しにおける現況による。ただし、株主数、当期純利益金額および利益剰余金については、選定または選定取消しの対象となる銘柄の発行者の有価証券報告書等のほか株式の分布状況表等の資料によるものとし、第1条第3項第1号口については、上場申請者より取引所に提出される「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」等によるものとする。

- 2 第1条から第1条の5までの規定による貸借銘柄の選定および第3条から第3条の5までの規定による貸借銘柄の選定の取消しの審査においては、取引所がその定めに従って算定した数値その他の情報を使用することができる。

## 第2章 貸借融資銘柄

(貸借融資銘柄の取扱い)

第7条 取引所の制度信用銘柄のうち、第1条から第1条の5までのいずれかの規定により貸借銘柄に選定された銘柄（既に貸借銘柄に選定されているものを含む。）以外の銘柄を貸借融資銘柄とする。

### 付 則

- 1 この改正規定は、平成22年10月12日から実施する。
- 2 この改正規定実施の日（以下「実施日」という。）の前日において、取引所のJASDAQ市場およびNEO市場に上場されている株券等のうち、取引所から貸借銘柄に選定されている銘柄については、第1条から第2条までの規定にかかわらず、実施日に貸借銘柄に選定する。
- 3 改正後の第1条、第1条の3、第1条の4および第2条の規定は、平成22年5月1日（実施日の前日において、取引所のJASDAQ市場およびNEO市場に上場されている株券等については平成22年8月1日）以降に第2条第1項に規定する選定の日が到来する銘柄および実施日以降に同条第2項に規定する選定の日が到来する銘柄から適用する。
- 4 第1条第1項第4号、第4項および第3条の改正規定は、取引所の市場第一部・第二部に上場する株券については、各銘柄の発行者の平成24年1月1日以後に開始する事業年度にかかる貸借銘柄の選定または選定取消しの審査から適用するものとし、それまでの間は、なお従前の例による。
- 5 第3条第5号の規定は、実施日前に当社が貸借取引の申込停止措置を行い、実施日において解除していない銘柄については、当該措置が実施日から行われたものとみなして適用する。

### 付 則

この改正規定は、平成23年12月22日から実施する。